

刑事調査室規則

(平成三十年七月十三日規則第百八十七号)

(設置)

第一条 本会に、刑事調査室を置く。

(業務)

第二条 刑事調査室は、次に掲げる業務を行う。

一 刑事司法制度及び刑事司法に係る立法課題に関する調査、研究及び資料の作成

二 刑事司法、刑事司法に係る本会の会務等に関する各種情報の収集及び分析、保存及び管理並びに提供

(構成)

第三条 刑事調査室に、室長及び嘱託を置く。

2 刑事調査室に、副室長若干名を置くことができる。

3 嘱託は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4 室長及び副室長は、嘱託の中から会長が指名する。

5 刑事調査室に、参与及び幹事若干名を置くことができる。

6 参与及び幹事は、会長の同意を得て、嘱託以外の者に事務総長が委嘱する。

7 嘱託、参与及び幹事の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 刑事調査室は、必要と認めるときは、会長の同意を得て、弁護士以外の学識経験者に協力を求めることができる。

(室長)

第四条 室長は、事務総長の指示を受けて、その任務を遂行する。

附 則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。